



平成 24 年度税制改正大綱を読む

改正案に盛り込まれた内容から所得税、贈与税、相続税関連の中からピックアップしてご案内します。国会審議の動向によっては、税制改正の内容が下記と異なる場合もありますので、ご留意願います。

【個人所得課税】

- その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は、245 万円の上限を設ける。
- 勤続年数 5 年以下の役員等が支払を受ける退職手当等のうち、役員等の勤続年数に対応するものに係る退職所得の課税方法については、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置を廃止する。この改正は、平成 25 年分以降の所得税と平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われるべき退職所得等に係る個人住民税について適用する。
- 現行の所得税の税率構造に加え、課税所得 5000 万円超について 45%の税率を定める(平成 27 年分より適用)。

＜金融所得課税＞

- 経済金融情勢が急変しない限り、個人の上場株式の配当・譲渡所得等に係る 10%軽減税率は、現行法令どおり、平成 26 年 1 月から 20%の本則税率とする。
- 経済金融情勢が急変しない限り、平成 26 年 1 月から個人の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当・譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)は、平成 23 年度改正のとおり導入する。
- 平成 25 年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更と損益通算範囲の拡大を検討する。

【贈与税・相続税】

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の通りに見直す。平成 24 年 1 月 1 日から 26 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

贈与を受けた年	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成 24 年	非課税限度額 1,500 万円	非課税限度額 1,000 万円
平成 25 年	非課税限度額 1,200 万円	非課税限度額 700 万円
平成 26 年	非課税限度額 1,000 万円	非課税限度額 500 万円

- 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を、平成 26 年 12 月 31 日まで 3 年延長する。以下は平成 27 年 1 月 1 日以降の相続等により取得する財産から適用になります。

○相続税の基礎控除 : $3000 \text{ 万円} + \text{法定相続人} \times 600 \text{ 万円}$

○死亡保険金の非課税限度: $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人}$ (未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る)

○相続税率構造の変更(最高 55%)、相続時精算課税以外の税率構造の変更(最高 55%)。

○相続時精算課税

受贈者の範囲: 20 歳以上の推定相続人と 20 歳以上の孫(追加)

贈与者の年齢: 65 歳以上から 60 歳以上に引き下げる。